

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

南あわじ市長 守本 憲弘

市町村名 (市町村コード)	南あわじ市 (28224)	
地域名 (地域内農業集落名)	賀集高萩 (賀集高萩)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 5 月 23 日 (第 1 回)	

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域農業の現状

就農者が高齢化しており、70 代以上が 65 % を占めている。このことから集落の営農状況は作付毎に状況が変わり、人・農地プランからの計画を引き継ぎながら耕作放棄田の発生を防いでいるが、一部発生がみられる。地域計画に名称変更となったが一筆毎、農家毎から集落全体へと積上げる作業はこれまでと変更なく話し合いを通じて継続していく。

地域農業の課題

- ・ 80 才台の就農者は 6 名（実質就農 37 名中）で、突然耕作ができない場合の対応策の具体化が必要。
- ・ ほ場整備未実施地域（24 %）の現状と対応を集落全体で認識し協力体制の意識の涵養。
- ・ 高齢者の就農年齢を延伸させるためのスマート農業の導入。
- ・ 高額な機械の共同利用。
- ・ オペレーターの育成。
- ・ 規模拡大を目指す担い手（後継者）の育成。
- ・ 一部の作業をアウトソーシングするとともに、組織内外に受託集団を育成する。

(2) 地域における農業の将来の在り方

課題解決への取り組みが当地区の将来像となる。

生産物については現状の主産品である玉葱を主体とした体系に変更がなく、所得向上を目指す生産者は葉物品目を併用して行くこととなる。

水稻に関しては「経営所得安定対策」の直接支払い等のメニューを有利に活用した水張りを継続し、野菜の連作障害を防いでいく。

高萩大型機械利用組合の機械共同利用の拡大を行い、高齢者の営農年齢の延伸に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	26.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	26.7 ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

別添地図内の農用地とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農用地の集積については現状の担い手を中心に行う。将来に後継者へ経営移譲する関係者については10年後の集積の目標として措置する。 集団化の必要性についてはそのニーズを話し合いの場での出し合い、地域の現状に応じた取組を構築する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域計画の策定が完了すれば、農地の新規貸借は農地中間管理事業により集積を進めていく。また、既存の農地の貸借期間満了の場合も農地中間管理事業による貸し借りを進めていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
現状のは場整備完了地域では20aが標準区画となっている。未整備地域を含めて大区画化を視野に入れた基盤整備を再編する必要があると考えられる。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
担い手としての認定農家を増やし、新規就農者の受入れについても寛容に行う。また、高萩野菜生産組合との連携方法を模索し、高萩大型機械利用組合の拡大と発展を図る。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内ではすでに農業支援サービスを利用している農家もあり、今後も利用拡大が見込まれる。 高萩大型機械利用組合は水稻の収穫から乾燥、粃摺りまでを、玉葱では定期防除の作業委託を受けている。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③スマート農業機械を共同購入することで高齢者の就農を支援する。

⑦不耕作地の保全管理を多面的事業と共同で行っていく。

⑧高萩野菜生産組合との連携を進め、共同利用の大型農業機械の保管、管理の施設として活用する。